

農業委員会だより

新農業委員・農地利用最適化 推進委員が決まりました

令和2年7月の任期満了により、農業委員18名が7月20日に市長から任命を受けました。また、農地利用最適化推進委員18名を7月31日に農業委員会が委嘱し、農業委員会は新体制となりました。

このメンバーでこれから3年間、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に積極的に取り組むことにより、本市農業の健全な発展に向け尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

☆会長に永井 茂氏

会長職務代理者には渡部政美氏を選出

◎新役員は次のとおりです。

会 長	永 井 茂
会長職務代理者	渡 部 政 美
農地部会長	吉 田 武 幸
副部会長	大 竹 健 司
利用集積推進部会長	折 笠 康 裕
副部会長	星 部 政 治
遊休農地対策部会長	皆 川 富 士 雄
副部会長	渡 邊 庄 司
広報部会長	鈴 木 直 也
副部会長	高 橋 純 一
総務部会長	佐 野 和 枝
副部会長	



ご挨拶

会長 永井 茂

日頃より農業委員会活動に対しまして、ご理解とご協力を頂きまして心より御礼申し上げます。

この度、令和二年七月の改選に伴う総会において、第二期農業委員会会長に就任することになりました。新制度が導入されて二期目になり大切な時期でもあります。農業委員・農地利用最適化推進委員、並びに事務局職員とともに、本市農業・農村の発展に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本年は春から新型コロナウイルスの感染症拡大により福島県も多数の感染者が出ました。当初第二波は秋頃と予想されていましたが既に第二波が発生しており、予断を許さない状況です。また、今年の梅雨は七月に入って予想以上の降水量と日照不足などにより農産物にも大きな影響が生じました。

農地は、農業生産の基盤であり地域の貴重な資源でもあります。農業委員と農地利用最適化推進委員は、ともに手を携えて農地の利用集積や遊休農地の発生防止、解消及び新規参入の推進等の活動が求められます。また、今年は「人・農地プラン」の実質化に向け積極的に取り組み、農業・農村の持続的発展に努めて参りますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

会長職務代理



わたなべ まさみ
渡部 政美

- ①28-1345
- ②門田
- ③4期
- ④農業委員

会長



ながい しげる
永井 茂

- ①24-9557
- ②神指
- ③4期
- ④農業委員

委員の紹介

農業委員の任期:
令和2年7月20日
～令和5年7月19日



農地利用最適化
推進委員の任期:
令和2年7月31日
～令和5年7月19日

●氏名

- ① 電話番号
- ② 担当地区
- ③ 任期回数
- ④ 委員区分

第1区



佐藤 恒男
(さとう つねお)

- ①23-1291 ②町北 ③1期
- ④農地利用最適化推進委員



佐野 和枝
(さの かずえ)

- ①26-0942 ②南四合
- ③2期 ④農業委員



長尾 好章
(ながお よしあき)

- ①26-1954 ②南四合
- ③1期 ④農業委員



南四合・町北地区



本田 武史
(ほんだ たけし)

- ①24-2298 ②一箕 ③1期
- ④農地利用最適化推進委員



佐々木 隆夫
(ささき たかお)

- ①26-2040 ②東山
- ③4期 ④農業委員



丸山 世子
(まるやま せいこ)

- ①24-2273 ②一箕
- ③2期 ④農業委員

旧市・箕・東山地区

第2区



鈴木 衛
(すずき まもる)

- ①93-2529 ②湊 ③1期
- ④農地利用最適化推進委員



室野井 建一
(むろのい けんいち)

- ①94-2209 ②湊 ③1期
- ④農地利用最適化推進委員



小檜山 祐一
(こびやま ゆういち)

- ①94-2451 ②湊
- ③2期 ④農業委員



渡部 一夫
(わたなべ いちお)

- ①93-2819 ②湊
- ③1期 ④農業委員

湊地区



委員の紹介

農業委員の任期:
令和2年7月20日
~令和5年7月19日

**農地利用最適化
推進委員の任期:**
令和2年7月31日
~令和5年7月19日

● 氏名

① 電話番号 ② 担当地区
③ 任期回数 ④ 委員区分

第5区

館ノ内地区



星 俊典
(ほし としのり)

①58-2358 ②館ノ内 ③3期
④農地利用最適化推進委員



渡部 裕末
(わたなべ ゆうし)

①58-2878 ②館ノ内
③6期 ④農業委員

第6区

八田地区



菅井 洋一
(すがい よういち)

①94-2156 ②八田 ③1期
④農地利用最適化推進委員



折笠 康裕
(おりかさ やすひろ)

①75-3637 ②八田
③2期 ④農業委員

日橋地区



武田 久美子
(たけだ くみこ)

①75-3487 ②日橋 ③2期
④農地利用最適化推進委員



二瓶 正貴
(にへい まさたか)

①75-3468 ②日橋 ③1期
④農地利用最適化推進委員



吉田 和明
(よしだ かずあき)

①75-3672 ②日橋
③3期 ④農業委員

堂島地区



棚木 信治
(たなぎ のぶはる)

①75-4449 ②堂島 ③5期
④農地利用最適化推進委員



吉田 武幸
(よしだ たけゆき)

①75-4000 ②堂島
③4期 ④農業委員



渡邊 直也
(わたなべ なおや)

①75-3894 ②堂島
③4期 ④農業委員

受賞おめでとうございます

会津若松市農業委員会として10年以上活動された方々に、室井照平市長より感謝状が贈られました。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員として3期以上委員会活動に精励された方々に、永井会長より表彰状が授与されました。

永い間、本市農業の振興と発展にご尽力いただき、ありがとうございました。



会津若松市長感謝状被贈呈者

(10年以上)

梶内 正信様 27年
手代木 久司様 15年

農業委員会表彰者

(3期以上)

梶内 正信様 9期
小川 孝様 7期
小林 哲夫様 6期
渡部 晴日子様 4期
渡部 秀光様 3期
渡部 和弥様 3期

お世話に

なりました

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、委員会活動に精励され、本市の農業振興に貢献された12名の方々が勇退されました。お疲れさまでした。

・農業委員

- 梶内 正信様 9期 (第6区 八田地区)
- 渡部 和弥様 3期 (第2区 湊地区)
- 星 貴士様 2期 (第2区 湊地区)
- 積田 行弘様 2期 (第1区 南四合地区)
- 菊地 和友様 1期 (第1区 旧市地区)
- ・農地利用最適化推進委員
- 小川 孝様 7期 (第1区 一箕地区)
- 小林 哲夫様 6期 (第6区 八田地区)
- 渡部 晴日子様 4期 (第1区 町北地区)
- 渡部 秀光様 3期 (第4区 門田地区)
- 伊藤 由喜様 2期 (第3区 高野地区)
- 大竹 和昭様 2期 (第5区 川南地区)
- 中島 一雄様 1期 (第2区 湊地区)

新・農業委員会部会構成

- ・農地部会 農業委員 6名
- ・利用集積推進部会 農業委員 9名
- ・農地利用最適化推進委員 7名
- ・遊休農地対策部会 農業委員 8名
- ・農地利用最適化推進委員 11名
- ・広報部会 農業委員 2名
- ・農地利用最適化推進委員 4名
- ・総務部会 農業委員 3名
- ・農地利用最適化推進委員 3名

☆農地の貸借や売買、農業経営についての相談事等、お近くの農業委員、農地最適化推進委員へお気軽にご相談ください。プライバシーは遵守いたします。



農業法人をお考えの
みなさまへ



・そもそも農業法人って？

「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称であり、形態により「会社法人」「農事組合法人」に分けられます。

この農業法人の中で農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを「農地所有適格法人」と言います。
「会社法人」とは、株式会社など、一般的な法人として営むもの。主に家族経営で農業を行い、法人化する場合に会社法人を設立します。

「農事組合法人」とは、農業生産についての協業を図ることや、組合員の共同の利益を増進することを目的として設立する法人のこと。設立には3人以上の農民が必要で、主に農民の仲間や集落農家を法人化する場合、農事組合法人を設立します。



・農地所有適格法人になるにはどうするの？

○「会社法人」や「農事組合法人」の中で、農地を取得できる要件を満たした法人を「農地所有適格法人」と言います。
要件は4つあります。

1. 農事組合法人・株式会社（公開会社ではないもの）・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。
 2. 直近3カ年の売り上げの過半が農業（関連事業を含む）によるものであること。
 3. 総議決権又は総社員の過半が農業関係者であること。
 4. 役員の前半以上が年間150日以上農業に従事し、法人の役員、理事または権限と責任を有する使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事すること。
- 農地所有適格法人の要件の審査は農地法第3条の許可申請や農用地利用集積計画作成時点で行われます。また、継続して要件を満たしているか、毎年、農業委員会が確認します。
- そのため、農地を利用しない場合や、借りて農業を営む場合には、農地所有適格法人である必要はありません。



・今後のことを考えると法人化した方が良いのかな？

○法人化のメリット

1. 家計と経営が分離され、お金の流れが明確になるため、経営管理が徹底されます。
2. 金融機関や取引先などに対する信用が増します。
3. 幅広い人材の確保により、経営の発展が期待できます。
4. 社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進が図られます。
5. 農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能となります。
6. 農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得できます。
7. 所得額や条件によって法人化した方が税制面でメリットがでる場合があります。
8. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額も拡大されます。

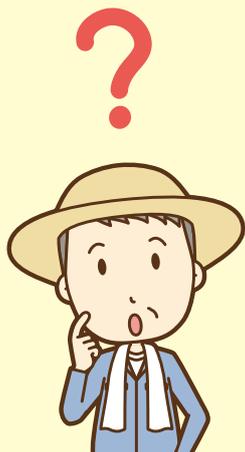
○法人化のデメリット

1. 税制面で、必ずしも節税になるとは限りません。
2. 家計との分離により、会計処理が複雑になります。
3. 従業員の社会保障の手続きが必要になり、会社負担が発生します。
4. 農業者年金の加入資格が喪失します。農業の経験だけでは会社をまわしているは大変です。

法人化を考えている方もいると思います。あなたは、何のために法人化するのでしょうか。

最後までやり抜く信念と決意を持っているか、しっかりとした経営理念と抱負を持っているか、まずは自分に問いかけてみてください。

・法人化するには？



福島県農業経営相談所では、専門家の無料アドバイスが受けられます。

まずはお気軽に相談ください！

Tel 024-524-1201

